

入札説明書（黒滝村告示第24号分）

入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。

1 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) 資格要件

入札公告第2. に掲げる条件及び次に掲げる条件をすべて満たした者のみが、この工事の競争入札に参加できます。

(ア) 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による入札公告第2. の表中の「登録業種」の特定建設業の許可を受け、平成28・29年度黒滝村建設工事等競争入札参加資格を有する単体の建設業者であること。

(イ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(ウ) 入札公告に記載する申請書及び資料の提出日、競争入札参加資格確認時点及びその入札執行日までの間において、奈良県及び黒滝村の入札参加停止措置を受けていない者であること。

(エ) 破産法（平成16年法律第75号）第18条の規定に基づく破産手続き開始の申立をしていない者又は申立をなされていない者であること。

(オ) 会社更生法（平成14年法律第154条）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

(カ) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

(キ) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをされなかったものとみなします。

(ク) 黒滝村内に本店又は営業所等を有する者又は黒滝村に納税・納付義務を有する者（法人の代表者個人も含む）にあつては、競争入札参加表明書提出日において黒滝村税及び黒滝村使用料を滞納※していない者。

※滞納とは、地方税法及び村条例規則に基づく督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに当該村税又は使用料を完納していない場合を指します。

(2) 配置予定技術者の資格要件

工事業種	配置技術者の資格（いずれかに該当すること）
建築工事	①建築工事に関し、学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による実業学校を含みます。）若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含みます。）若しくは高等専門学校（旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を含みます。）を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に建築学又は都市工学に関する学科を修めたもの ②建築工事に関し、旧実業学校卒業程度検定規程（大正14年文部省令第30号）による検定で建築学又は都市工学に関する学科に合格した後5年以上又は旧専門学校卒業程度検定規程（昭和18年文部省令第46号）による検定で建築学又は都市工学に関する学科に合格した後3年以上実務の経験を有する者 ③建築工事に関し10年以上実務の経験を有する者 ④建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理（種別を「建築」とするものに限り。）とするものに合格した者 ⑤建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士又は二級建築士の免許を受けた者 ⑥国土交通大臣が①～⑤までに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者

注：③の「10年以上実務の経験」によって資格を満たそうとする場合、建築工事に関して延べ120か月以上の工事経験が必要です。他の業務（営業担当など）に従事していた場合は、その期間を除いて延べ120か月以上の工事経験が必要になります。

2 一般競争入札参加表明書に関する事項

- (1) 当該入札に参加しようとする者の入札参加意思等を確認するため、入札参加希望者に競争入札参加表明書（様式第3号。以下「表明書」という。）の提出を求めます。
- (2) 表明書の提出は追跡可能な郵便等による郵送又は持参によって行うものとし、入札執行者の指定する期日までに到達しなければなりません。期限後に到着した表明書については無効となります。また、その作成及び郵送に要する費用は、入札参加希望者の負担とします。また、提出がなされた表明書は返却しないものとします。
- (3) 表明書の提出がない者については、当該競争入札には参加を認めません。
- (4) 表明書の受付後、事情により入札を辞退する場合には、開札までに辞退届（様式第6号）により、11（1）の窓口まで郵送等又は持参により届け出てください。

3 技術提案書に関する事項

(1) 施工計画等の技術提案に関する事項を評価項目とし、具体的には次のとおりです。

ア 施工計画について

入札公告第4に記載のとおり

イ 企業の施工実績等について

(ア) 配置予定技術者の実績

国、奈良県、黒滝村、その他の地方公共団体、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条及び同施行令（平成13年政令第34号）第1条の規定による法人、又は前身の組織及び団体を含みます（当該事実が黒滝村で確認できるものに限ります）。以下同じ。）又は公共法人（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する別表第一に掲げる法人とします。以下同じ。）が発注した同種工事（入札公告第5.に記載しているもの。以下同じ。）であって、過去15年間（平成14年4月1日から本工事の公告日まで）に元請（共同企業体の構成員として請負った工事を含みます。）の主任技術者、監理技術者又は現場代理人（現場代理人として配置されたときに既に同種工事の監理技術者の資格を有していた者に限ります。）として、完成し、かつ、引渡しが完了した受注価格が2,500万円以上の工事についての施工経験の有無。

(イ) 地域精通度

この工事の実施市町村又はこの工事の実施市町村を管轄する土木事務所管内における建築工事業の建設業許可を受けている本店の有無。

(ウ) 社会貢献・地域貢献

(i) 国土交通省近畿地方整備局、奈良県又は黒滝村との間における災害協定締結の有無。

(ii) 雪寒業務の実績。

(iii) 黒滝村産の木材（柱）を設計数量の80%以上使用することの誓約。

(2) 評価の基準

評価基準及び配点は別紙-1のとおり。

(3) 技術提案書の提出者に対する適否の通知

技術提案の適否の審査結果については、入札公告第3.に記載の期日までに郵便等により通知します。

(4) 技術提案の適否に対する理由の説明

技術提案が適正でない旨の通知を受けた者は、入札公告第3.で指定する期日までに入札公告第3.に指定する場所へ書面を提出することにより、その理由について説明を求められます。

(5) (4)により説明を求められたときは、入札公告第3.に記載の期日までに、説明を求めた者に対し書面により回答します。

4 技術提案書の作成等

(1) 技術提案書の提出は、書留郵便に限ります。この場合において、封筒の表に『<開札日>、<工事名>、<工事番号>及び「技術提案書在中」』を朱書きし、黒滝村総務課長あてとして入札公告第3.で指定する提出期限までに入札公告第3.で指定する場所へ到着するようにしてください。

(2) 作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

- (3) 技術提案書は様式7により作成してください。
- (4) 施工計画に係る技術的所見を入札公告第4. で指定する様式(8-1から8-4のうち所定の様式)に記載してください。評価項目について、落札者決定基準に定められた提案数まで記載できるものとし、所定の提案数を超過して記載されている場合は、当該項目の全ての提案を評価対象外とします。
- (5) 配置予定技術者等について、様式12に記載してください。

評価対象となる配置予定技術者について、国、奈良県、黒滝村、その他の地方公共団体、特殊法人等又は公共法人が発注した同種工事であって、過去15年間(平成14年4月1日から本工事の公告日まで)に元請(共同企業体の構成員として請負った工事を含みます。)の主任技術者、監理技術者又は現場代理人(現場代理人として配置されたときに既に同種工事の監理技術者の資格を有していた者に限ります。)として、完成し、かつ、引渡しが完了した受注価格が2,500万円以上の工事についての施工経験の有無、及び施工経験がある場合は当該工事の概要を記載してください。

なお、現場代理人としての施工経験において、「監理技術者の資格を有していた者」とは監理技術者資格者証の交付を受けた者とし、資格を有しながら工期の完了日から遡って2分の1以上の期間従事し、完成し、かつ、引渡しが完了した場合とします。

当該施工経験がある場合は、同種工事の実績が的確に確認できる必要最低限の資料(CORINS竣工登録工事カルテ受領書等の全て(受領書がない場合や受領書の記載内容で確認できない場合は、工事(事業)引渡書、契約書、金抜設計書、図面(表題欄に記載があるものに限り)、施工計画書、現場組織図の写し等(いずれの資料も、変更している場合は最終のものに限り)で、施工年度、事業名、路線河川名、工区名、工事番号など同一工事の関連資料であると確認できるもの))を添付してください。

この様式は、複数名分を提出することができますが、総合評価落札方式における落札者決定基準のうち、配置予定技術者の実績の評価に当たっては、提出された配置予定技術者のうち、最も低い評価となる者の評価点を採用します。

なお、配置予定技術者の実績において加点され落札した後、工事期間中にやむを得ず配置技術者を途中交代する場合は、同等以上の評価がなされる者を配置しなければなりません。

- (6) 本店の所在地を様式13に記載してください。
- なお、本店の所在地は、本工事の公告日時点での住所とします。
- (7) 国土交通省近畿地方整備局、奈良県又は黒滝村との間の、この工事の公告日時点における災害協定の締結の有無について、様式14-1に記載の上、当該協定が締結されている場合は、災害協定の締結が的確に判断できる資料(協定書の写し等)を添付してください。入札参加者の所属する団体組織が国土交通省近畿地方整備局、奈良県と災害協定を締結している場合は、当該団体組織が発行する証明書(入札参加者がこの工事の公告日時点で当該団体組織に所属している旨の証明書等)も併せて添付してください。
- (8) 過去2年間(平成27年4月1日から本工事の公告日まで)に元請として、奈良県又は黒滝村発注の雪寒業務に従事した場合は、様式14-2に記載してください。雪寒業務実績を確認できる資料として、契約書の写し等を提出してください。
- (9) 本工事の実施にあたり、設計図書に定められた木材(柱)について、黒滝村産の木材をしようする場合は、様式14-3に記載してください。

(10) その他

ア 提出された技術提案書及びその添付書類（以下「技術提案書等」といいます。）は、内容の審査以外に提出者に無断で使用しません。

イ 提出された技術提案書等は、返却しません。

ウ 提出された技術提案書等の提出期限後における再提出は認めません。

なお、提出期限内であっても、部分的な差し替え及び追加は認めません。また、提出期限内に再提出があった場合は、最後に到達したもののみを審査の対象とします。

エ 提出期限までに技術提案書等の提出がなく、辞退届の提出もない場合には、提出期限を経過したときをもって辞退したものとみなします。

5 入札方法等

(1) 入札者は、黒滝村契約規則（平成9年4月1日規則第7号。以下「契約規則」という。）第5条に規定する入札書（様式①）に必要事項を記入し、記名押印の上封書に入れ、工事費内訳書（様式②）を同封の上封かん及び封印し、書留郵便により郵送してください。

(2) 入札書を郵送する封筒は入札者心得を参考に作成し、表面には「入札書」と朱書きし、裏面には工事名、工事場所、開札日時、入札者の住所及び商号又は名称、代表者職名及び氏名、電話番号、並びに担当者名を記載するものとします。

(3) 入札書の郵送に要する費用は入札者の負担とします。

(4) 入札書は、入札執行者が指定する入札書到達期限（以下「到達期限」という。）までに黒滝村役場に到達しなければならず、到達期限までに到達しなかった場合は、入札を棄権したものとみなします。

(5) 到達した入札書は、書換え、引換え又は撤回（辞退する場合を除く。）をすることができません。

(6) 工事費内訳書（様式②）に記載の内訳金額はその総計を合計金額と一致させてください。また、合計金額は入札書（様式①）の金額と一致させてください。

(7) 落札候補者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とします。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の108分の100に相当する金額（消費税抜きの金額）を入札書に記載してください。

(8) 別紙の入札者心得を確認の上、入札無効となる誤脱等がないように注意してください。

(9) 開札の立会については、当該入札に係る事業担当課及び入札担当課以外の職員1名を開札の立会人として選定し、開札に際し立会します。

(10) 入札の開札は、入札執行者、開札事務従事職員及び前条により選定した開札立会人により執行し、入札者は原則として1業者につき1名が開札を行う場所に入場し見学することができます。見学の際は会場にて係員に名刺を提出してください。

6 入札中止条件

入札執行者は、その入札を執行することが不適切であると認めるときは、これを延期し、中止し、又は取り消すことができます。

7 落札者の決定方法等

- (1) 予定価格の制限の範囲内であり、かつ、技術提案書の内容が適正である者のうち、入札公告第5. の1に定める方法により得られた評価値の最も高い者を落札者とします。評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定します。くじを辞退することはできません。くじの方法は別に定めます。

ただし、落札者の決定については一時保留し、競争入札参加資格の確認を行った上で、落札者を決定します。落札者の決定後、落札者に対し、直ちに電話等にて落札者である旨を連絡し、追って落札決定通知書を通知します。なお入札結果については、後日、提出先の窓口で公表を行います。

8 入札についての注意事項

別紙の「入札者心得」をもって注意事項とさせていただきます。

9 契約の締結及び解除

- (1) 落札者は、落札決定通知の日から5日以内に契約書を提出しなければなりません。
- (2) 落札決定後、契約までの間に落札者が、黒滝村入札参加資格停止措置要領及び黒滝村建設工事等暴力団排除措置要綱により、入札参加資格停止を受けた入札参加資格者及び入札参加対象からの排除措置要件該当者となった場合は、契約を締結しません。
- (3) 契約締結後、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合には、契約を解除する場合があります。
- ①契約者が競争入札に関し不正な行為をしたとき。
 - ②契約者がその責に帰する事由により履行期限内又は履行期限後相当の期間内に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - ③契約者が正当な理由がないのに契約の履行の着手を遅延したとき。
 - ④契約者が契約の履行に関し不正な行為をしたとき。
 - ⑤契約者が正当な理由がないのに検査、検収、監督等関係職員の職務の執行を妨げたとき。
 - ⑥契約者が契約事項に違反することにより、その契約の目的を達することができないと認められるとき。
 - ⑦前各号に掲げるもののほか、契約者に契約関係を継続し難い重大な事由があると認められるとき。

10 技術者の配置

落札者は3の(1)のイの(ア)で定める資料に記載した配置予定技術者(当該書面を複数名分提出した場合においてはそのうちの1名)をこの工事の現場に配置するものとします。

工事の施工に当たって、資料に記載した配置予定技術者を変更できるのは、病休、死亡、退職等の特別な場合に限ります。

11 関連情報を入手するための窓口

- (1) 事前審査、設計図書等閲覧及び入札を担当する部課等の名称、所在地

〒638-0292

奈良県吉野郡黒滝村大字寺戸77番地

黒滝村役場 総務課入札係

(電話 0747-62-2031、FAX0747-62-2569、MAIL kurotaki@vill.kurotaki.lg.jp)

- (2) 当該説明書等に疑義がある場合は、上記の担当課に「質疑書」(様式有)により期日までに電子メール又はファクシミリにて説明を求めることができます。回答については、書面で設計図書等の閲覧済みの者全員に電子メール又はファクシミリにて回答を行います。

12 その他

- (1) 上記事項の他、地方自治法、地方自治法施行令、黒滝村契約規則、黒滝村入札執行要綱、黒滝村一般競争入札執行要領、その他の法令・規則などに基づいて行います。
- (2) 入札の結果は、黒滝村建設工事等の入札契約情報の公表に関する実施要領に基づき、落札者決定の翌日から上記11(1)の窓口において閲覧に供します。
- (3) 代表者又は受任者等(競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者をいいます。)に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届書」を必要な添付書類とともに提出してください。なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。

〈お願い〉

- ・黒滝村産品及び村内販売店の利用について

工事に使用する建設資材、物品等は、村内で生産・販売されるものを優先してご購入くださるようお願いいたします。